平成２６年（フ）第４７０号
仙台市太白区四郎丸字前99番地の６
債務者　板橋　　清
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　裕美
4　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
山梨県中巨摩郡昭和町西条268―14　コーポ楓202、住民票上の住所山梨県甲府市青沼２丁目６番２号
債務者　田中　光恵
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠元　翔太
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３６８号
大阪府豊中市清風荘１丁目14番１―408号
債務者　神田　直子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小関　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成26年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３７号
茨城県鉾田市烟田2149番地２
債務者　細川　勝彦
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　昭
4　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
青森県十和田市大字三本木字本金崎126番地５
債務者　中村美智子（旧姓剣吉）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花生　耕子
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第５０号
長野県岡谷市長地梨久保１丁目３番13号
債務者　藤森　　貢
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１８７号
愛知県稲沢市平和町領内88番地
債務者　幸花園こと　服部　武徳
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　破産債権の届出期間　平成26年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第６５号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目12番１号
ジェーハイツしらかば３―102号
債務者　長谷川美津枝
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　聖子
4　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１０号
埼玉県久喜市桜田２―２―１　レーベンスクエア東鷲沼616号室、住民票上の住所静岡県下田市二丁目３番12号
債務者　荒井　繁芳
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年11月30日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１６号
埼玉県久喜市桜田２―２―１　レーベンスクエア東鷲沼616号室、住民票上の住所静岡県下田市二丁目３番12号
債務者　荒井由美子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年11月30日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２２号
静岡県下田市六丁目37番９号
債務者　荒井　育代
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年11月30日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市南安長１丁目１番20号　アーバンノベラＡ―３号、旧住所鳥取県鳥取市青谷町河原867番地１
債務者　兒島　　悟
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０９６号
福岡市東区城浜団地71番407号
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　訓弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１６２号
福岡県太宰府市観世音寺２丁目15番７号
債務者　池田　千夏（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７８号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目15番地　グランドゥール祥雲、前住所福岡県筑紫野市美しが丘南２丁目６番地１
債務者　西村　典子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森中　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部